

幹事社様 ②

記者発表の概要 平成 30 年 5 月 14 日付けで処分を行った者

森本尚順 大和高田市議会議員 → 役員会名による厳重注意処分

理 由 ; 平成 30 年 3 月 26 日付けで、奈良県総支部（なら維新の会）と密接な関係がありました政治団体「なら維新の会」が、不適切な手続きにより解散されたことにより判明した、平成 28 年分の収支報告書において適切でない届出処理が行われていたため。

経 過

解散に係る経過

事実確認ができた日時は、平成 30 年 4 月 20 日午前 9 時過ぎ、奈良県公報（奈良県選挙管理委員会告示）にて確認。

—異動届—

平成 30 年 3 月 26 日に「本会」の異動届が提出された。

（平成 30 年 4 月 20 日 奈良県選挙管理委員会告示第 2 号、平成 30 年 3 月 26 日届出）

会計責任者の異動届 （新）中川 崇 （旧） 森本尚順

—解散届—

平成 30 年 3 月 26 日に「本会」の解散届が正規の手続きを経ず提出された。

（平成 30 年 4 月 20 日 奈良県選挙管理委員会告示第 3 号、平成 30 年 3 月 26 日届出）

代表者 ; 川田 裕

—設立届—

同一名称の「なら維新の会」

（平成 30 年 4 月 20 日 奈良県選挙管理委員会告示第 1 号、平成 30 年 3 月 26 日届出）

代表者 ; 川田 裕 会計責任者 中川 崇

幹事社様 ②

なら維新の会の経緯

－「なら維新の会」の事実確認－

設立 ； 平成 27 年 10 月 30 日 (届出)

(告示) (奈良県選挙管理委員会告示第 60 号、平成 27 年 11 月 13 日)

代表者 ； 川田 裕 会計責任者 ； 森本尚順

事務所所在地 大和高田市幸町 10-27

異動届 (所在地の異動) ； 平成 28 年 2 月 4 日 (届出)

(告示) (奈良県選挙管理委員会告示第 80 号、平成 28 年 3 月 18 日)

新 630-8115 奈良市大宮町 7-2-5 田村ビル 305 号

旧 635-0015 大和高田市幸町 10-27

平成 28 年 4 月 法人口座開設 (ゆうちょ銀行)

－会費残高について－

¥125,000. - (28.11~29.5) (14 名分、解散時会員は 11 名)

－収支報告書について－

平成 27 年分の収支報告は収支合計 0 円

平成 28 年分の収支報告も収支合計 0 円

本来であれば、平成 28 年分収支報告書に 13 名分 115,000 の収入記載 → 平成 29 年～繰り越し、平成 29 年分会費納入として 1 名分 10,000 円を計上の義務があることを確認。

平成 29 年分の収支報告書提出期限は平成 30 年 3 月 31 日

○ 平成 28 年、平成 29 年、平成 30 年の収支報告について、解散時点では会費 125,000 円の残額があるにもかかわらず 0 収支で解散をさせたことの検証。

・平成 28 年収支報告書提時に、会費納入の概要を認識していた当時の森本氏にも会計責任者として、13 名分 115,000 の会費収入が正しく記載されている事を確認する義務があった。

幹事社様 ②

上記の事実確認及び各項目の検証の結果、「なら維新の会」の解散の事実の有無に拘らず、政治資金規正法の定めによる義務規定に抵触していたため、責任の度合いにより日本維新の会奈良県総支部として、総支部規約第 22 条の倫理の順守、総支部党紀規則第 2 条及び第 3 条に基づく処分を行うことが相当であると判断した。

事情の聴取については、以下の日時に実施

- ① 森本尚順氏 平成 30 年 4 月 22 日（日）午後 2 時～